

転入予定確認書

転入予定で施設利用を申し込むにあたり、転入先等については下記のとおりです。

なお、施設利用日の前月末（ただし、月末が市の休日（※）の場合には、その前日（月末前において市役所の住民登録が行われている日））までに転入手続き（住民登録）が完了しないときは、施設利用の内定や、支給認定が取り消しになることについて説明を受けています。

※ 市の休日…水戸市の休日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日です。

記

1 転入先住所	〒			
電話	— —			
2 住居形態				
① 持ち家	② 賃貸住宅	③ 社宅		
④ 父方・母方実家	⑤ その他（	）		
3 現在の世帯員以外の同居者の有無（転入後）				
① なし	② あり（ありの場合 続柄	）		
4 転入予定日（住民登録予定日）				
平成	年	月	日	予定

長 様

平成 年 月 日

現住所

氏 名

電 話